

(2)文化活動団体備品整備事業については、以下の項目を助成対象経費とします。

項目	内容	内 訳
備品購入費・修繕費	文化活動団体備品整備事業に要する備品購入費及び修理費	備品購入費・修理費

(3)刊行物発刊事業については、以下の項目を助成対象経費とします。

項目	内容	内 訳
印刷製本費 手数料	刊行物発刊事業に要する印刷及びビデオ・DVD等の制作及び複製に要する手数料	印刷料、ビデオ及びDVD等プレス料、編集料、監修料、台本料、デザイン料

6 決 定

令和6年3月下旬に申請者あて、書面により通知いたします。

7 助成条件

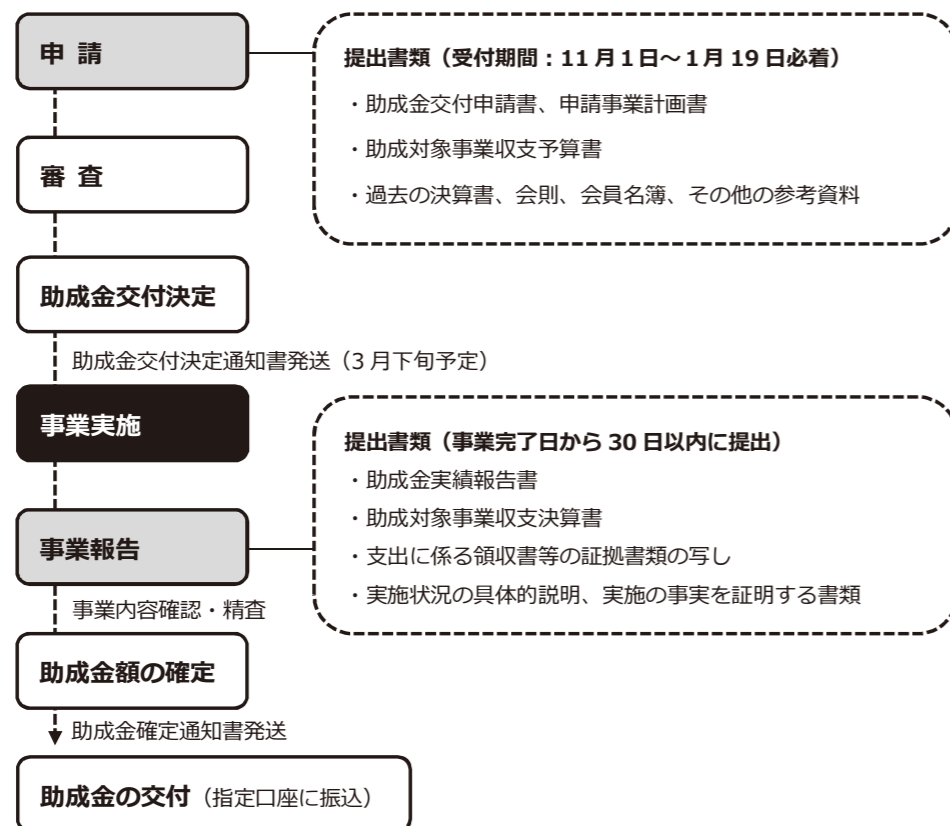
助成を受ける際の手続きは、所定の手続きに従ってください。

助成を受けることになった場合、事業を広報するポスター、チラシ、パンフレット等に公益財団法人いばらき文化振興財団の助成を受けて事業を実施する旨を記載してください。

8 実績報告

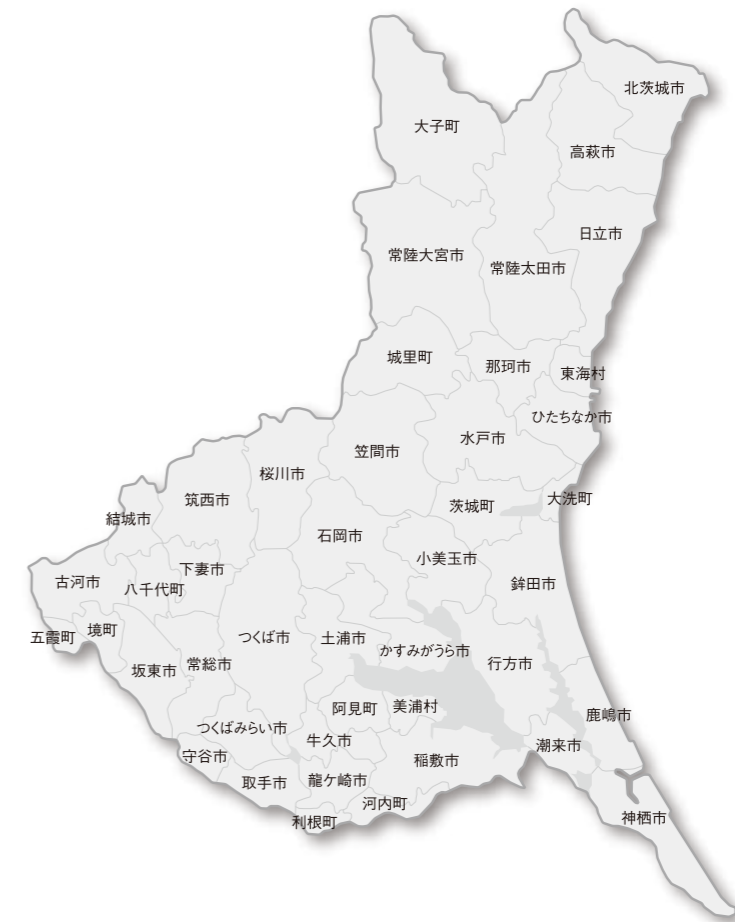
事業終了後、30日以内に指定の様式により、報告書を提出してください。その際に添付する領収証は、収支決算書の項目ごとに整理してください。また、領収証には必ず明細を添付してください。

9 申請から交付までの流れ



令和6年度 文化活動事業費助成対象事業 募集案内

茨城県内各地において県民の自主的で個性的な文化活動やその活動を通じた文化芸術の継承及び創造的な取組を行っている団体または個人に対して発表活動等の事業費の一部を助成します。



助成金制度の内容が変わりましたので、詳しくはHPをご覧ください。

助成限度額 最大20万円・50万円・100万円

募集期間 令和5年 11月1日(水) ~ 令和6年 1月19日(金)必着

令和6年度 文化活動事業費助成対象事業案内

1 募集対象

(1) 対象者

次の①～③すべてに該当する団体または個人を対象とします。

- ①茨城県内に活動の本拠があり、団体(個人)住所が県内にあること。
- ②原則として一定の文化活動の実績があり、事業を完遂できる見込みがあること。
- ③団体の場合は、定款や規約などを有し代表者が明らかであり、会計経理が明確なうえ、過去の決算書を提出できること。

- 次に該当する団体等は対象となりません。
 - ア. 地方公共団体
 - イ. 文化施設の経営を目的とするもの
 - ウ. 文化活動を専業としているもの
 - エ. 会社及びその他の営利団体
 - オ. 文化活動以外の活動を主たる目的とする団体

※令和5年度に助成を受けた団体等は対象となりません。
 ※通算で5回以上この制度を受けた団体等も対象となります。

(2) 対象事業

原則、県内で実施する次の事業を対象とします。(各種大会等参加事業は除く)

1 文化活動団体等事業

①活動成果発表事業

自ら主体*となって行う常日頃の文化活動の成果等を発表するもの。
 (美術展、音楽会、演劇、舞踊、茶道、華道、メディア芸術等の発表会など)
 ※自ら主体となるとは、団体構成員の1/2以上が事業に参加するとともに事業参加数の1/2以上が同構成員であること。
 ※ただし、特定の会員、クラブ、流派(教室等)に係る事業は原則として対象なりません。

(ア)事業継続支援事業 (助成限度額 20万円)

文化活動の成果等を発表する事業

(イ)文化芸術振興事業 (助成限度額 50万円)

文化活動成果発表を通し、文化芸術の魅力を発信する事業で、下記の(1)～(2)の要件の何れかを満たす取り組みを行う事業

- (1)活動成果発表と連動した未来を見据えた文化芸術の担い手を育成する取組 (企画・演出・発表等の事業の一部に担い手が参加・参画できる環境の整備)
- (2)分け隔てのない共生社会の実現に向けた取組 (障害者等(すべての県民)が参加・参画・鑑賞できる環境の整備)

②各種大会等参加事業 (助成限度額 50万円)

全国大会、関東大会等での成果発表事業で、県代表もしくはこれに準じた資格で参加するもの。国際事業等で、相手国から正式な招待を受けたものなど。

③文化活動団体備品整備事業 (助成限度額 50万円)

文化活動団体がその文化活動に必要な楽器及び伝統・郷土芸能用具等の購入又は修理をするもの。
 ※ただし、通常の団体運営に必要な備品は対象となりません。また③については過去に助成を受けたことのある団体は対象となりません。

④刊行物発刊事業 (助成限度額 50万円)

文芸作品、郷土史、伝説、動植物等、郷土の研究に関する地域の特色ある文化を取り上げたもので、地域の文化・学術の発展に寄与するもの。
 ※ただし、④については通算で3回以上助成を受けたことのある団体等は対象となりません。

⑤その他特に必要と認める事業 (助成限度額 50万円)

①～④以外の活動で、地域文化の振興に寄与する事業。

2 県民参加創造事業 (助成限度額 100万円)

本県の文化資源をはじめ伝統文化・芸能などを活用し、県民に特色ある文化の継承や魅力の発信、継続性のある文化芸術の振興に資する事業で下記の(1)～(2)の要件をすべて満たす事業

- (1)県民の参加人数が出演者の1/2以上であること。
- (2)一般公募による県民の参加人数が出演者の1/4以上であること

※対象となる事業は助成対象経費の合計が200万円以上となる事業。ただし、令和5年度に助成を受けた団体等は対象となりません。

- 次に該当する事業は対象となりません。
 - ア. 専ら営利を目的としたもの
 - イ. 学校教育に関するもの(部活動等)
 - ウ. 特定の政治活動または宗教活動を目的とするもの
 - エ. 当該事業の実施に必要な経費のうち、助成金を除く額を確実に調達できる見込みがないと認められるもの
 - オ. 国または地方公共団体等の公的助成や他の公益法人からの助成を受けているもの

※対象事業1及び2への申請は、併用不可となります。

(3) 対象事業の実施期間

令和6年4月1日(月)から令和7年3月31日(月)の間に実施する事業

2 募集期間

令和5年11月1日(水)～令和6年1月19日(金)必着

3 応募方法

助成金交付に係る書類(助成金交付申請書・実施計画書・収支予算書)に必要な事項を記入の上、添付書類と一緒に提出してください。応募は郵送またはメールで受付いたします。応募書類は審査会に提出する資料となりますので、丁寧に記載してください。なお、応募書類は返却いたしませんので了承願います。

申込書の入手方法 ホームページからダウンロード(<https://icf4717.jp>)

※各様式は助成制度内容の改正に伴い変更されましたのでご注意ください。

4 助成額

(1) 文化活動団体等事業

助成対象経費の2分の1以内で、50万円を限度とします。
 ただし、(ア)事業継続支援事業については、2分の1以内で20万円を限度とします。
 また、海外に渡航して行う国際文化交流事業については、3分の1以内で50万円を限度とします。

(2) 県民参加創造事業

助成対象経費の2分の1以内で、100万円を限度とします。
ただし、(1)及び(2)のいずれの場合も予算を超える場合は、一定割合を減額します。

5 助成対象経費

(1)活動成果発表事業、各種大会等参加事業、その他特に必要と認める事業、県民参加創造事業については、以下の項目を助成対象経費とします。

項目	内容	内 訳
出演費	①外部専門家(指揮者・演出家等)による公演に関する指導・演出謝金	指揮料、振付料、作詞・作曲・編曲料、演出・監修料、台本料
	②外部出演者への公演当日に関する出演謝金	演奏料、伴奏料、ソリスト料、合唱料、俳優・司会者等出演料
舞台設営費	①公演に要する舞台及び大道具等設営費	会場設営・撤去費、大・小道具等舞台美術費(材料代含む)
	②舞台設備(音響・照明等)の設営に要する外部運営スタッフ謝金	舞台監督料、音響・照明オペレーター料
	③公演に要する舞台設備・楽器等の借用費	音響・照明機材借用料、楽器借用料、道具類借用料
	④公演に要する衣装等の借用費	衣装借用料、かつら借用料、楽譜借用料、機材運搬車両借用料(ガソリン代含む)
	⑤公演に要するピアノ等の調律費	ピアノ等の楽器調律料
広告・宣伝費	①新聞等への広告掲載料	広告掲載料(新聞・雑誌等)
	②会場案内看板作成料	横断幕・懸垂幕・看板等作成料
印刷製本費 手数料	①チラシ・ポスター印刷費	チラシ・ポスター印刷料(デザイン料含む)
	②入場券印刷費	入場券印刷料(デザイン含む)
	③プログラム(無料配布)印刷費	プログラム・図録印刷料(デザイン料含む)
	④振込手数料	振込手数料(対象経費に係るもの)
使用料	①公演に要する会場及び付帯設備使用料(公演当日前後各1日の期間も含む)	会場使用料・付帯設備使用料
	②上演作品に係る著作権使用料	著作権使用料、上演料
交通費及び 宿泊費	①外部出演者等に対する公演当日の交通費及び宿泊費	交通費・宿泊費(外部出演者・指導者等)
	②各種大会等参加事業に要する交通費及び宿泊費	交通費・宿泊費(団員・個人)

※指導・演出に対する助成率は、助成希望額の40%が限度となりますが、申請時は必要欄を記入してください。
 ※会員に支払う経費は、如何なるものも対象外となります。
 ※要件の実施に要する費用は対象経費とします。(文化芸術振興事業及び県民参加創造事業のみ対象)
 ※上記に記載のない経費については、お問合せください。